

江化方系年記

下巻七乾



内閣文庫	
番號	和 32567
冊數	92 (81)
函號	152 122

内閣文庫	
五	三
和書	

正徳方萬年記卷之百拾七 乾

天保八丁酉年

- 一 佛系路次悪敷沙汰止事 正月十日
- 一 同弓揚初路次悪敷沙汰止事 正月十日
- 一 大綱表様所後後後献上物儀書付出 正月十二日
- 一 紅葉山所社系路次悪敷沙汰止事 正月十七日
- 一 大綱表様所後後式着殿中着服書付出 同日
- 一 内府様所佛系路次悪敷沙汰止事 正月廿一日
- 一 大綱表様所後後式有以事 正月廿一日
- 一 紅葉山所社系所同系事 正月廿二日

二十九 城彦左衛門の儀美の事 二月十一日

三十 以鎗掛見分の儀四月有衆不達書の事 同日

三十一 内府様紅葉山懸の儀 御祭詣の事 二月十三日

三十二 備前内守殿 内府様 御任居用掛有五年領物の事 二月十三日

三十三 以法事の用掛相勤の者洋領物の事 同日

三十四 伊代給の儀は日無献上御書儀の事有也 同日

三十五 永井真之丞西九月附の儀 御書儀の事 同日

三十六 公方様於西九年始の儀は進の事 二月十五日

三十七 西九月鎗掛五月有衆見分済の事 二月十七日

三十八 伊代給の儀は日無儀の事有也 二月十九日

三十九 内府様御後以儀日無の儀の事有也 同日

四十 大御様御馬 御長初済有馬の儀の事有也 同日

四十一 内府様大御 上院の事 同日

四十二 内府様御日切駕の儀は御書儀の事有也 同日

四十三 御節 御御祭の事 二月廿日

四十四 内府様御麻膠の儀は御書儀の事有也 二月廿一日

四十五 内府様御儀掛御列限の儀は御書儀の事有也 同日

四十六 内府様御御儀掛御列限の儀は御書儀の事有也 同日

四十七 石列御儀掛御浦之痛御儀掛御書儀の事有也 同日

四十八 内府様御儀掛御進の儀は御書儀の事有也 同日

四月二十日河後後舟

上原河後橋五丁時

大河下橋河後橋四丁時

一上河^江より南へ六丁時登

城の有り車

右へ通つる相觸い

四十六日 同日

本園形

四月二十日

公方様

同府様

河内様

河内中様

河後習い様

右へ通つるのり達の

二月

四十七日

同日

越後^{長門}後舟^{は舟}より河内^{は舟}より右へ

今方本園防る元隨分石刻浦田本原浦にありて右

八右の行由は清海に河内^{は舟}より右へ^{は舟}の外より

廣科^{は舟}の行は右へ河内^{は舟}より右へ清海^{は舟}より右へ

元銀^{は舟}より朝鮮國より清海^{は舟}より右へ清海^{は舟}より右へ

場^{は舟}より右へ清海^{は舟}より右へ清海^{は舟}より右へ

河割禁より糸向後右に流るる河相に於て清海流るる
勿論國々廻り亦海に流るる其國形亦不念其系
心裁了り有先年相觸るる通に守りて來る可成丈
を許す亦其相觸るる也
右に流るる科より代官取領る地其浦子村所
に淺水に觸るる觸書し其板に徳子礼場亦其
事との也

二月
右に流るる相觸るる

四十八日 同日

明後日

内府様より河腰に進りて科理り
檜之河尻風江初給仕に渡

西九に依表向

河目見はるる也

右に流るる河相觸るる也

二月九日

河目見
次田 依理

四十九日 同日

明後日

内府様より河腰に於て然るに役儀
河下北河腰に進り